「工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針の一部を改正する指針」

「工作機械の構造の女主基準に関する技術工の指針の一部を改正する指針」	
改正後	現行
工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針	工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針
昭和50年10月18日 技術上の指針公示第4号 改正 平成13年9月18日 技術上の指針公示第15号 改正 令和4年12月20日 技術上の指針公示第23号	昭和 50 年 10 月 18 日 技術上の指針公示第 4 号 改正 平成 13 年 9 月 18 日 技術上の指針公示第 15 号
1 (略)	1 (略)
2 各種工作機械	2 各種工作機械
2-1 (略)	2-1 (略)
2-2 ボール盤	2-2 ボール盤
$(1) \sim (4)$ (略)	(1) ~ (4) (略)
(5) 電動機の軸、ベルト及び主軸プーリーを覆う覆いは、その開閉	(新設)
がボール盤の運転とインターロックされていることが望ましいこと。	
(6) ドリル、リーマー、タップ等の工具は、起動位置において回転す	<u>(5)</u> ドリル、リーマー、タップ等の工具は、 <u>その</u> 切削点以外の部分を
<u>る主軸による危険を防止するための適当な覆い及びドリル、リーマー、</u>	覆う適当な覆いを設けることが望ましいこと。
<u>タップ等の工具の</u> 切削点以外の部分を覆う適当な覆いを設けることが	
望ましいこと。	
<u>(7)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
$2-3\sim 4$ (略)	$2-3\sim 4 \qquad (\mathfrak{R})$
3 (略)	3 (略)